

平成22年3月9日

「商用P2Pを利用したサービス／ソフトウェアに関するガイドライン 準拠マーク」 の制定について

ネットワーク高度利用推進協議会(会長: 東京大学大学院教授 浅見徹、事務局: 財団法人マルチメディア振興センター)(以下、本協議会)は、P2P技術(注)を利用したサービス／ソフトウェア(以下、サービス等)を一般の利用者が安心して使えるよう、「P2Pを利用したサービス／ソフトウェアに関するガイドライン」(以下、本ガイドライン)を策定し普及に努めてまいりました。

この度、①本ガイドラインの改訂を行うとともに、②本ガイドラインに準拠したサービス等であることを利用者が容易に認識できるよう準拠マークを制定し、本日より準拠マークの使用申込受付及び一部事業者による先行使用を開始いたしました。

(注)「P2P」とは

P2P(Peer to Peer)とは、ユーザのコンピュータ同士が直接データをやり取りするコンピュータネットワークの形態です。配信サーバへの負荷集中を避けることができ、5～9割の負荷を削減できるメリットがある。

P2P の概要については別紙 1 を参照してください。

1. 「商用 P2P を利用したサービス／ソフトウェアに関するガイドライン」第 1.2 版

・主な改訂内容

本ガイドラインの対象が商用 P2P であることを明確化しました。

・ガイドラインの入手

こちらからダウンロードしてください。

http://www.fmmc.or.jp/p2p_web/guideline.html

2. 準拠マークの概要



商用 P2P を利用したサービス等の提供者が自ら評価を行い、「ガイドラインに則ったサービス等である」場合には、本協議会に登録の上、当該サービス等について準拠マークを使用することができます。

ガイドライン及び準拠マーク使用規定の概要については、別紙 2 を参照してください。

3. 準拠マーク使用の申込み

準拠マークの使用には、本協議会への加入が必要です。詳しくは、協議会事務局までお問い合わせください。

4. 準拠マークの使用を開始する事業者

本協議会会員で、事前に本ガイドラインに準拠していることを自ら評価し、本日より準拠マークの使用を開始した事業者は、以下のとおりです。

ウタゴエ株式会社（ソフトウェア名：UG Live）

株式会社ドリームポート（ソフトウェア／サービス名：SkeedCast）

ブラザー工業株式会社（サービス名：Einy）

5. その他

準拠マークにつきましては、本協議会における成果発表やP2Pに関する技術やビジネスの最新動向等を広く紹介するネットワーク高度利用推進協議会シンポジウム「商用P2Pによるコンテンツ配信ビジネス最前線」（3月16日開催）にてご紹介いたします。（入場無料）。

下記より、お申し込み下さい。

<http://www.fmmc.or.jp/P2P/pub/sympo/entry.html>

※「ネットワーク高度利用推進協議会」について

ネットワーク高度利用推進協議会(旧称「P2Pネットワーク実験協議会」)は、P2Pに関する社会的理解の促進、技術的な検証及び今後解決すべき課題の抽出などを目的として、総務省支援の下、P2P技術ベンダー、通信事業者、配信事業者及びコンテンツホルダーなどの関連事業者が主体となって、平成19年8月9日に設立されました。

本協議会の現在の会員企業・団体につきましては別紙3を参照してください。

(問合せ先)

財団法人マルチメディア振興センター内
ネットワーク高度利用推進協議会事務局

担当: 小林

p2p-info@fmmc.or.jp

TEL:03-5403-1090、FAX:03-5403-1092

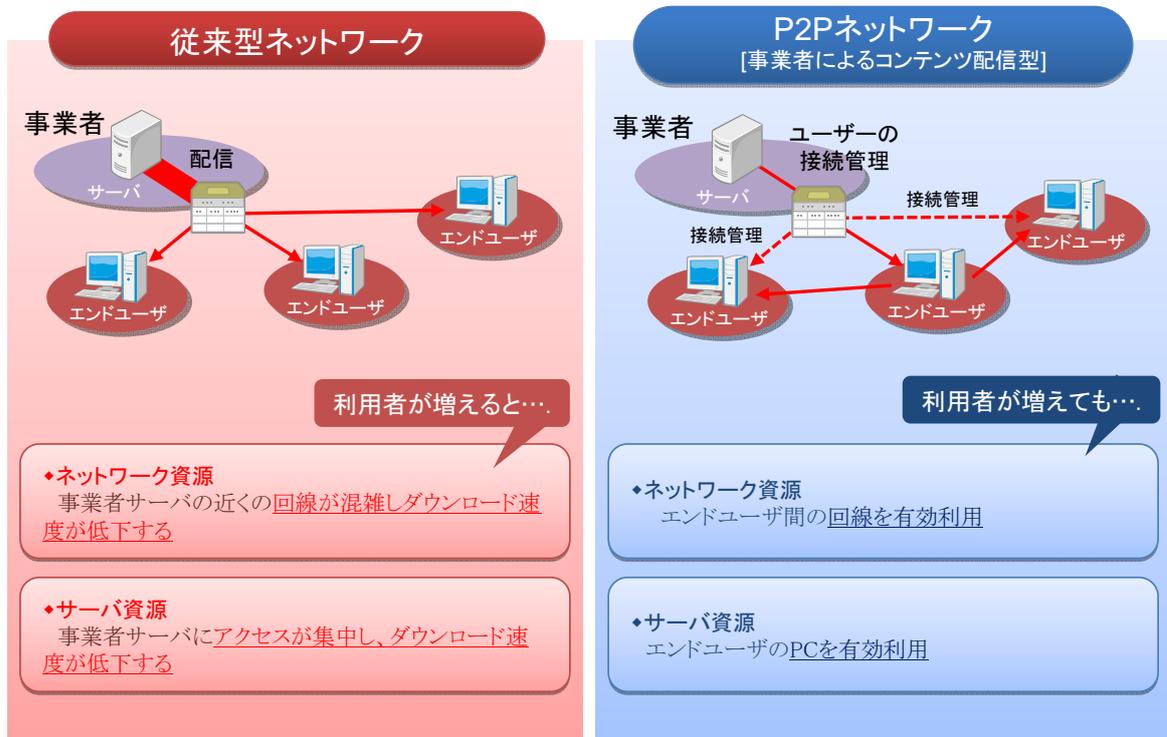
(協議会ホームページURL)

http://www.fmmc.or.jp/p2p_web

P2Pの概要

P2P(Peer to Peer)とは、コンピュータネットワーク形態の1つ。インターネットにおいて一般的に用いられるクライアント・サーバ型では、データを保持し提供するサーバとそれに対してデータを要求するクライアントという2つの立場が固定されているのに対し、P2Pは各コンピュータがデータを保持し、他のコンピュータに対して対等にデータの提供および要求を行う自律分散型のネットワーク形態であり、サーバまたはクライアントのそれぞれの立場に固定されない。

P2Pによる配信はサーバだけでなく、すでに受信したコンピュータからも配信するため、配信サーバへのトラフィックおよび負荷集中を避けられ、**サーバにかかる負担を5割～9割削減**することができる。また、**一斉配信も短時間で可能**となり利用者にとっても利点がある。



商用P2Pガイドライン及び準拠マーク使用規定の概要

1 ガイドラインの目的

利用者にとって商用P2Pサービスの安心・安全を判断する基準として、商用P2Pサービスが満たすべき要件を定義するとともに、事業者から適切な情報を開示することを通じて商用P2Pサービスについて利用者の理解を深めることを目的とする。更にはP2P技術の安全な利用に関する啓発活動、P2P技術の普及により、利用者資源の活用を通じたネットワークの効率的な利用を目指す。

2 満たすべき要件

※詳細は、こちらの「商用P2Pを利用したサービス/ソフトウェアに関するガイドライン」を参照してください。 http://www.fmmc.or.jp/p2p_web/guide/guideline1.2.pdf

| | |
|--|--|
| ○商用P2Pサービス(事業者配信型P2Pサービス)利用時の情報流通 | |
| サービス全体の一連の流れについて説明すること。 | |
| サービス提供事業者を経由して他の利用者へ提供される情報について明示すると共に事前に許諾を得ること。 | |
| 利用者から他の利用者へ直接提供される情報について明示すると共に事前に許諾を得ること。 | |
| 利用者が取得を要求していないコンテンツを中継する機能が存在する場合は、その機能について利用者に明示すると共に事前に許諾を得ること。 | |
| 利用者が直接コンテンツを発信する機能が存在しないこと。 | |
| ○商用P2Pサービス利用時の利用者資源の利用 | |
| 取得コンテンツの削除方法について明示すること。 | |
| ソフトウェアをインストールして利用する場合は、簡単な操作によるアンインストール手段を提供すること。 | |
| 利用者端末資源を利用することについて、明示すると共に事前に許諾を得ること。 | |
| 利用者端末資源の利用に関する設定が可能な場合は、その方法を明示すること。 | |
| 利用者端末資源の利用状況の確認方法を明示すること。 | |
| 利用者端末資源の利用の停止方法があれば、その方法を明示すること。 | |
| 他の利用者へのコンテンツ提供の制御等の設定が可能であれば、初期設定の内容と設定変更の方法を明示すること。 | |
| ○商用P2Pサービス利用時のセキュリティ対策 | |
| ソフトウェア及び商用P2Pネットワーク自体に脆弱性が発見されていないこと。脆弱性が発見された場合は、利用者に対処方法を周知すること。 | |
| 流通するコンテンツの安全性について、事前に確認を行うこと。 | |
| サービス提供事業者またはコンテンツ提供事業者以外がコンテンツを配信しないこと。 | |
| 利用者端末内の個人情報やファイル等の利用者が意図しない情報が流出する危険性がないこと。 | |
| ダウンロード完了である旨を表示されるコンテンツについては、原本との同一性を保証すること。 | |
| ○商用P2P型配信サービスのサービス主体・サポート | |
| サービス提供事業者の氏名または名称、住所を(法人の場合は、代表者氏名を併せて)明示すること。 | |
| サポート窓口を明示すること。サポート窓口において、ソフトウェアに起因する障害とその他の障害の切り分け等の業務を行うこと。 | |
| 利用者用マニュアルを明示すること。 | |
| 提供するサービスが特定商取引法の対象となる取引に該当する場合は、特定商取引法に基づく表示義務に則った表示を行うこと。 | |

商用P2Pガイドライン及び準拠マーク使用規定の概要(続き)

3 準拠マーク使用規定

※詳細は、こちらを参照してください。
http://www.fmnc.or.jp/p2p_web/guide/mark1.2.pdf

本マークを使用する者は、本協議会事務局に必要な書類を提出し、サービス等を登録する。

- ①本協議会の会員であること
- ②法律・規則・公序良俗に反しないサービス等であること
- ③協議会・ガイドライン・本マークの信用を失墜させないこと
- ④ガイドラインのすべての対象項目を満たしていること
- ⑤評価チェックシート(様式1)及びガイドライン準拠状況を、自らのサービスサイト等で公表すること
- ⑥協議会から問い合わせ、修正要請等があった場合には、速やかに対応すること
- ⑦協議会から削除要請等が届いた場合には、速やかに本マークの使用を停止し、既に使用した本マークの削除を行うこと

マーク
本体



※登録したソフトウェア・サービス名称をマーク本体と重ならない下辺部分に記載

※視認性及び表示品質が確保された状態であれば、表示サイズは問わない
※対象サービス等との関係が分かりやすいよう掲載位置等に留意すること
※色調及び縦横比を変更しないこと
※一部を切り取って使用しないこと
※他の図案と一体化させて新たな図案としないこと
※意匠登録・商標登録等を行わないこと
※使用者以外の他組織へ再譲渡又は再配布しないこと

ネットワーク高度利用推進協議会 会員一覧(50音順)

平成22年2月28日現在

青森ケーブルテレビ株式会社
アカマイ株式会社
アクセリア株式会社
アспектデジタルメディア株式会社
株式会社ARA技術
アンリツネットワークス株式会社
株式会社インターネットイニシアティブ
インターネットマルチフィード株式会社
株式会社インフォシティ
株式会社ウィルコム
ウタゴエ株式会社
株式会社内田洋行
株式会社エスグラ
NECビッグロブ株式会社
株式会社 NHK エンタープライズ
NTTコミュニケーションズ株式会社
NTTコムウェア株式会社
NTTスマートコネクト株式会社
株式会社NTTぷらら
岡山IPv6 コンソーシアム
岡山県
沖縄ケーブルネットワーク株式会社
株式会社角川デジックス
京都府
株式会社グッドコミュニケーションズ
株式会社倉敷ケーブルテレビ
株式会社ケイ・オプティコム
KDDI株式会社
株式会社KDDI研究所
株式会社ケーブルテレビ山形
三洋コンピュータ株式会社
シスコシステムズ合同会社
株式会社J-WAVE
株式会社 J ストリーム

スカパーJSAT株式会社
スキルアップジャパン株式会社
仙台市
ソフトバンクBB株式会社
株式会社中海テレビ放送
TVバンク株式会社
東京書籍株式会社
国立大学法人東京大学大学院
トナミ運輸株式会社コーラルネット
富山インターネット市民塾 推進協議会
株式会社ドリームポート
西日本電信電話株式会社
日本電気株式会社
日本ラッド株式会社
日本放送協会
株式会社ネクストウェーブ
ネットワンシステムズ株式会社
株式会社ハイマックス
株式会社パイオリンク
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ
パナソニック株式会社
東日本電信電話株式会社
株式会社日立製作所
BitTorrent 株式会社
株式会社ビットメディア
富士通株式会社
ブラザー工業株式会社
放送大学学園
北電情報システムサービス株式会社
北海道総合通信網株式会社
株式会社マンダラネット
三菱商事株式会社
山口ケーブルビジョン株式会社

オブザーバ:総務省
事務局:財団法人マルチメディア振興センター

以上